

第 1 3 1 回東京都自然環境保全審議会
速 記 録

平成27年1月29日（木）午後1時00分～

(午後 1時03分開会)

○横山計画課長 大変お待たせいたしました。定刻となりましたので、始めさせていただきますと思います。

環境局自然環境部計画課長の横山でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

会議に先立ちまして、前回の本審議会の後に都議会議員代表委員に改選がございましたので、新たに委員になられた方につきまして御紹介をさせていただきたいと思います。

あさの克彦委員でございます。

○あさの委員 よろしくお祈いします。

○横山計画課長 ありがとうございます。

河野ゆうき委員でございます。

○河野ゆうき委員 よろしくお祈いいたします。

○横山計画課長 ありがとうございます。

なお、近藤委員、東村委員、河野ゆりえ委員におかれましては、前回に引き続きご就任をいただいております。どうぞよろしくお祈いいたします。

次に、資料につきまして確認をさせていただきます。

会議次第にございます議題ごとに確認をさせていただきたいと思います。座って御説明させていただきます。失礼いたします。

議題1の第11次鳥獣保護事業計画の変更に関する資料として、資料1-1から1-4までの4種類、議題2、第二種特定鳥獣管理計画(第4期東京都第二種シカ管理計画)の策定に関する資料として、資料2-1、2-4の4種類、議題3、調布市若葉町の温泉動力の装置に関する資料として、資料3-1、3-2の2種類、議題4、町田市三輪緑山の温泉掘削に関する資料として、資料4-1、4-2の2種類、議題5、新島村字瀬戸山の温泉掘削に関する資料として、5-1、5-2の2種類、議題6、八王子市片倉町の温泉掘削に関する資料として、資料6-1、6-2の2種類、議題7、神津島村字錆崎の温泉動力の装置に関する資料として、資料7-1、7-2の2種類、議題8、千代田区大手町の温泉動力の装置について(その1)に関する資料として、資料8-1、8-2の2種類がございます。

また、参考資料といたしまして、参考資料1、第21期東京都自然環境保全審議会委員名簿、

参考資料2、諮問文の写し、議題1及び2に関する資料といたしまして、参考資料3-1、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、同じく参考資料3-2、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針、議題3から8に関する資料といたしまして、参考資料4-1から4-3まで、温泉に係る地盤沈下防止対策など温泉に関する各種資料としてA4版で3枚の資料がございます。お手元がございますか。不足する資料がございましたら事務局までお知らせください。よろしいでしょうか。

それでは続きまして、会議の定足数について御報告をいたします。

本日現在の審議会委員及び臨時委員の総数は38名でございます。ただいまの出席者数は24名でございます。過半数の委員のご出席をいただいておりますので、東京都自然環境保全審議会規則第5条第1項の規定により、会議が成立しておりますことを御報告いたします。

次に、本日の会議の進め方について御説明いたします。

本日の議事でございますが、お手元の会議次第を御覧ください。2、議事に書かれているとおり、本日の審議案件は8件ございます。議題1及び2は鳥獣部会、議題3から8は温泉部会での審議案件となります。その順に進めさせていただきたいと思っております。

各部会のいずれの案件につきましても、まず事務局より事案の概要につきまして御説明をさせていただきます。その後、各部長から部会での審議結果について御報告いただきます。その後、委員の皆様にご審議をいただきたいと思います。存じます。

なお、審議に当たりご発言をいただく場合には机上のボタンを押し、マイクのスイッチを入れていただきたくよろしくお願いいたします。

私からの御説明は以上でございます。

それでは、以後の進行につきまして、福永会長、よろしくお願いいたします。

○福永会長 わかりました。

本日は、傍聴を希望される方がいらっしゃるようではありますが、審議会運営要領第6によりまして、この会議は公開となっておりますので、傍聴を認めたいと思っております。

それでは、傍聴者の方にお入りをいただいでください。

(傍聴者入場)

○福永会長 それでは、これより審議に入りたいと思っております。本日ご審議をいただきます案件の諮問文につきましては、参考資料としてお手元に配付しておりますので、朗読は省略をさせていただきます。

初めに、諮問第420号第11次鳥獣保護事業計画の変更について、事務局から事案の説明を

いただきます。それではよろしくお願いいたします。

○近藤森林再生担当課長 環境局自然環境部森林再生担当課長の近藤でございます。

よろしくお願いいたします。それでは、座って説明させていただきます。

今回、鳥獣保護法の改正に伴いまして、鳥獣保護事業計画の変更及びシカ管理計画を新たに策定することになるため、東京都自然環境審議会で審議いただくことになりました。本日、鳥獣保護改正の概要を説明した後に、それに伴います第11次の鳥獣保護事業計画の変更案——諮問の第420号でございますが——について説明し、皆様に審議をしていただきます。

まず、鳥獣保護法の改正の概要と東京都の対応を説明いたします。

お手元のA3横長の資料1-1を御覧ください。

資料1-1、一番上の囲みの部分に法改正の背景をお示ししています。近年、ニホンジカ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化しており、狩猟者の減少・高齢化等による鳥獣捕獲の担い手が減少しています。今後、予測される生息数の増加に対応するためには、鳥獣の捕獲等の一層の促進と担い手の育成が必要であることから、国は「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を改正し、新たな事項を追加しております。

こちらの表の2段目、法の目的の欄を御覧ください。これまで鳥獣の保護のための管理としての被害対策を行ってまいりましたが、減らすべき鳥獣に対する取り組みが不十分なことから、生息数が著しく減少している野生鳥獣の保護及び著しく増加している鳥獣の管理の視点を明確にして、一番上の法の名称及び法の目的に「管理」という文言を入れました。

次に施策の体系でございます。ここで2枚目の資料1-2を御覧いただきたいと存じます。

資料1-2の左側に体系が出てございますが、鳥獣保護法に基づきまして鳥獣保護事業実施の基本指針を国が作成します。これに基づいて都道府県は鳥獣保護事業計画を策定することになっております。また、著しく増加あるいは減少している鳥獣を対象に、その保護を目的として特定鳥獣保護管理計画を策定しております。

1枚目の資料1-1に戻っていただきます。

真ん中より上の施策体系を御覧ください。この特定鳥獣保護管理計画も、法改正の趣旨、定義を受けて、生息数が著しく減少している第一種特定鳥獣の保護に関する計画と、著しく増加している第二種の特定鳥獣の管理に関する計画に分かれます。

次の段、新たな制度でございます。真ん中より下のところに新制度の欄がありますように、法改正の趣旨を踏まえ、新たに指定管理鳥獣捕獲等事業及び認定鳥獣捕獲等事業者制度が創設されました。先ほど述べましたが、第二種特定鳥獣の管理に関する計画に位置づけること

で、指定管理鳥獣を都道府県または国が捕獲する事業を実施することができます。この事業に当たりまして捕獲の許可は不要となり、次に説明いたします認定鳥獣捕獲等事業者に委託して行わせ、実施方法等を都道府県が確認した場合には夜間の銃を使った猟が可能となります。また、民間法人等が鳥獣捕獲の安全管理体制や従事者の技能及び知識が一定の基準に適合していることについて知事の認定を受けることができるようになります。

次に、下から2段目、住居集合地域等における麻醉銃猟の許可でございます。これまで住居集合地域では銃猟はできませんでしたが、知事の許可を受けた者は、鳥獣による生活環境の被害防止のため、麻醉銃による鳥獣の捕獲等ができることになりました。

最後に一番下の欄、免許の取得年齢でございますが、これまで銃猟、網、わな猟とも20歳以上とされてきましたが、網猟とわな猟について免許取得年齢を18歳に引き下げるものがございます。

ここまで法改正の概要を説明してまいりましたが、都がどのように対応していくかを同じく資料1-1の右の欄、都の対応のところにお示ししております。

一番上の欄の名称、2番目の法の目的に管理という考え方が加わったことで、都の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例にも「管理」という文言が加わるほか、この後説明いたします第11次の鳥獣保護計画の変更にも管理の考え方を反映いたします。

ここで、恐れ入りますが、先ほどの資料1-2の右側、各計画の期間を御覧いただきたいと存じます。現在の第11次鳥獣保護管理計画、下から2つ目のところでございますが、平成24年から29年3月31日までを期間としておりますが、本年5月29日の法改正によりまして、残りの期間を同計画に変更して実施してまいります。

それから、今御覧いただいている資料1-2の一番下には、これから説明いたしますシカ管理計画がございます。現在、第11次鳥獣保護事業計画と同じ期間で第3期のシカ保護管理計画を策定し実施しているところでございます。本年5月29日の法改正に伴いまして、根拠条文がなくなり計画が失効することから、残りの期間、新たに第4期東京都第二種シカ管理計画を策定することになります。中身につきましては後ほど説明させていただきます。

資料1-1、中段右側にお戻りください。

現時点で生息数が著しく減少している鳥獣の保護について定める第一種の特定鳥獣の保護に関する計画はございません。生息数が著しく増加している鳥獣の管理に関する計画は、シカが対象であり、先ほど述べたとおりでございます。

新たな制度でございます指定管理鳥獣捕獲等事業は、都直轄捕獲事業を実施、有効な捕獲

手法、実施対象区域等の検討や関係機関との調整が必要であることから、平成29年4月からの第5期の第二種シカ管理計画策定の中で検討することといたします。認定鳥獣捕獲等事業者制度につきましては、法施行に伴いまして国が省令で示す認定基準等により審査、認定を進めてまいります。

下から2段目の住居集合地域等における麻醉銃猟の許可も省令の規定により実施してまいります。

一番下の欄、狩猟免許年齢につきましても法施行と同時に対応してまいります。27年度の狩猟免許試験から実施してまいります。

以上、鳥獣保護法の改正と東京都の対応について説明いたしました。

続きまして、諮問420号第11次鳥獣保護事業計画変更案の概要について説明させていただきます。

資料の1-3に概要、それから、計画そのものは1-4にお示ししているところですが、初めに資料1-3を使って、現在の11次の計画と、それから変更案の共通事項からまず説明してまいります。

先ほど説明したとおり、現在の第11次鳥獣保護事業計画は、平成24年4月1日から同29年3月31日を期間とするものでしたが、今回の鳥獣保護法改正により、本年の5月29日から29年3月まで現在の計画を変更して対応いたします。計画の終わりの時期は変わりません。

計画の組み立て、つまり計画の事項といたしまして、鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項、特定計画に関する事項、鳥獣の生息状況の調査に関する事項、鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項等は変わりはありません。

次に変更点を御説明いたします。先ほど趣旨で説明しましたように、計画の名称が変更になります。計画中の文言も、「保護管理」を「保護」と「管理」に分け、また「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」に修正いたします。また、捕獲等許可の目的別で、鳥獣の保護を目的とする場合と鳥獣の管理を目的とする場合とに整理を行います。麻醉銃猟に関する記述を追加するとともに、計画事項の修正及び追加を行います。具体的には、第一種の特定鳥獣保護事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画の創設に伴うもの、指定管理鳥獣制度に係る追加でございます。

具体的には資料1-4を御覧ください。

資料1-4、恐れ入りますが11ページをお開きいただきたいと思います。資料1-4、11

ページから捕獲等の許可に関する考え方をお示ししているところでございます。

それから、少し飛びますが19ページ、真ん中より下の③のところがございますが、住居集合地域における麻醉銃猟の実施に当たっての留意事項、さらに8ページほど進みまして27ページからは第一種の特定期鳥獣保護計画と第二種の特定期鳥獣管理計画についてお示ししているところでございます。

以上、簡単でございますが、法改正の概要と諮問420号第11次鳥獣事業計画の変更内容について説明いたしました。

○福永会長 ありがとうございます。

この件につきましては、鳥獣部会におきましてご審議をいただいておりますので、その結果につきまして、小松部会長から御報告をお願いいたします。

○小松鳥獣部会長 鳥獣部会長の小松です。

それでは、諮問第420号第11次鳥獣保護事業計画の変更について、鳥獣部会での審議経過及び結果を御報告いたします。

昨年11月28日の諮問を受けまして、昨年12月10日及び本年1月8日、2回の部会を開催し審議を行ってまいりました。部会での具体的な議論等について御説明いたします。

まず、第11次鳥獣保護事業計画の変更についてですが、特に異議は出ませんでした。

委員からの主な意見について御説明申し上げます。

数が著しく減少し保護する必要のある野生鳥獣を対象とした第一種特定期鳥獣保護計画と、著しく増加し管理する必要のある野生鳥獣を対象とした第二種管理計画の表現にメリハリをつけられないかという意見がありましたが、現在、第一種特定期鳥獣保護計画策定を検討しているものがない現状においては、国の定めた指針に沿って表現することで了解を得ました。また、特定計画の実行体制について、人材の育成だけではなく、体制を充実していく内容にしてはどうかという意見がありましたが、まず体制整備が必要であり、体制の充実については次期計画に向けて検討を行っていくことで委員の了解を得ました。

このほか、鳥獣保護区指定の方針、希少鳥獣の保護、特定外来生物の対応、鳥獣保護センター等の設置、鳥インフルエンザ対策についての意見がありました。いずれも現在の計画の内容とその徹底を図ることで了解を得ました。

これらの結果、諮問第420号第11次鳥獣保護事業計画の変更について、全会一致で適当であるとの結論を得ました。

以上が鳥獣部会での審議結果でございます。よろしくお願いいたします。

○福永会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明、そして小松部会長からの部会報告を踏まえまして、審議をお願いいたしたいと思います。

ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

河野委員。

○河野ゆりえ委員 河野と申します。よろしくをお願いいたします。

私もかつて奥多摩でシカの食害被害で山が裸になってしまって土砂崩れが起きた、そういうときに現地調査に参ったことがございます。やはり適正な管理と保護ということが必要な今の時代なのかなということをあのときも感じました。

今、全国的にもシカやイノシシによる農作物などへの被害が深刻になる中で、昨年国会で今回の法改正が行われたと聞いております。この法改正に当たっては、やはり管理という視点が強まったということが言われておりますが、いろいろ議事録とかを見ますと衆議院で15項目、参議院で17項目の付帯決議がつけられたということで、いろいろこれから法改正に当たっては改善が求められる問題もあるのかなという認識をしております。

それで、お伺いしたいことが3点ございます。

1つは、専門性を持つ職員の配置の問題です。都道府県に専門職員を配置する重要性が国会の審議の中でもいろいろな方から言われているわけなんです、生態系全体を視野に入れて科学的に計画的に鳥獣の保護と管理に当たる力を持つ人材の配置が行われて、それによって鳥獣保護管理計画が効力をきちんと発揮する、その力になると言われております。自然保護団体などからも要望が出ておりますが、東京都において専門性を持った人材の配置の現状がどのような状況であるのか、それから、専門的人材の育成や配置について今後の方向性、これについてのお考えがあればお伺いしたい。これが第1点目です。

まとめて申し上げたほうがよろしいでしょうか。

○福永会長 まとめてお願いをいたします。

○河野ゆりえ委員 それでは2つ目です。指定管理鳥獣捕獲事業と認定鳥獣捕獲等事業者制度について御説明がありました。説明資料では、指定管理鳥獣捕獲事業は、都が直接捕獲事業を実施する場合には、1つは許可が不要、それから2つは夜間の銃猟が可能ということになっています。これまで禁止だったことが適用除外になるわけです。認定捕獲等事業者制度、これについても民間の警備会社などの参入も想定されているということをお伺いしております。そうしますと、地元の地理や事情に余り詳しくないと思える事業者が鳥獣の捕獲に山に入っ

た場合の事故などについての問題点、これをしっかりと見据えた対応が必要になっていくわけです。民間事業者任せになった場合ということで国会でも言われておりますが、生態系保全への懸念や捕獲頭数を優先する不適切な捕獲が起きるのではないかと、こういう懸念もあります。こうした問題について、都が今後国と十分な協議を進めていくことが必要と考えますが、この点でのお考えもお示しいただきたい。これが2点目です。

それから3つ目ですが、第11次の鳥獣保護管理計画、41ページに狩猟免許所持者が減っていること、それから、都内在住免許所持者のうち、都に狩猟者登録を行った割合は10%と書かれてあります。東京都としては免許取得の講習や取得に当たっての手数料への補助を市町村の補助とあわせて実施されているわけなんですけれども、今後、狩猟登録者をふやしていくためには具体的にどんな取り組みを計画されているのか。この3点について、都のお考えをお伺いしておきたいと思っております。

○福永会長 それでは、ただいま3点についてご質問がございました。それぞれ当局のほうから説明をお願いいたします。

○近藤森林再生担当課長 それでは、初めに専門職員の配置について御説明申し上げます。

現在、新宿の本庁には4名、それから立川の多摩環境事務所には5名の職員、それから、非常勤でございますが62名の鳥獣保護員で、狩猟免許の事務、傷ついた野鳥の回収、有害鳥獣の捕獲許可、野鳥の不審死対応、それから、これらに対する都民からの相談、苦情等に対応しております。

もともと鳥獣行政は農林水産省の管轄でございますが、都では産業労働局農林水産部の森林課が担当してきたということがあって、東京都の中では林業職の職員がそのノウハウを引き継いできております。先ほど申し上げました新宿と立川の職員9名の中には林業職の職員が3人いまして、そういったノウハウは引き継がれております。

それから、当審議会の鳥獣部会を初めとしまして、後で説明いたしますシカ管理計画の検討委員会には学識経験者の方、特に野生鳥獣の生態の研究をされている方、それから野生鳥獣の診療をされている方、それから野生鳥獣を捕獲している猟友会の方などがいらっしゃいまして、それらの皆様方からアドバイスをいただきながら対応しております。今、委員からご指摘のございました鳥獣保護法改正の付帯決議には、専門的知識を有する者が都道府県の鳥獣行政担当職員に適切に配置されるよう、財政支援の検討及び技術的援助を行うこととございます。今後、環境省は、各都道府県の職員の配置状況を把握するというところで、具体的な内容はその後示されることになっておりますので、それを見て、都としてはとれる対応

を考えていくということでございます。

それから、2番目の指定管理鳥獣捕獲等事業者や認定鳥獣捕獲等事業者制度でございますが、先ほど河野委員からご指摘がございましたように、この認定鳥獣捕獲等事業者が都や国の直轄事業で実施する場合には許可は不要であり、それから、夜間の銃猟は可能ということでございますが、これを実施するに当たりましては、要するに夜間、銃を使った猟を含めて有効な捕獲方法の検討、また、それをどこでやるか、それから地元の警察等の調整、それから既存の猟友会との調整等がいろいろ必要になってまいりますので、それを今回の計画ではなくて、先ほど申しあげました第11期の次、12期の計画のときに改めて審議会の皆様方にお諮りして検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、3番目の、これから狩猟する方、あるいは狩猟されている方をどう支援していくかということでございます。今、委員からお話がありましたように、一部の市町村では狩猟免許を取る方について補助を行っています。それに対して東京都も、その市町村に対しての補助を行っています。

狩猟をするためには、少し説明させていただきますと、私どもがやっております鳥獣保護法の狩猟の免許のほかに、鉄砲を使う場合には銃刀法の所持許可が必要になっています。この銃刀法の所持許可の場合は、さらに実弾の訓練等が必要になってきて、それらに非常にお金がかかるというのもございます。それらを市町村が補助している場合に都も補助をするという制度がございます。それから、狩猟免許を受けやすくするために、私ども、新規に受ける場合は年に2回行ってありますが、それも多摩と区部で1回ずつ、それも土日に行っております。そういうことで、なるべく免許を取りやすいようにするという。それから、取った方が3年ごとに更新するんですけれども、それは多摩、それから区部、それから島でも更新できるようにいたしまして対応しております。こういう取り組みを通じて、皆様方が少しでも捕獲に関与できるように支援してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○福永会長 ありがとうございます。

○河野ゆりえ委員 これから計画がつくられていくというか、進んでいくわけなので、意見を述べさせていただきます。

先ほどのいろいろ専門性を持つ職員の配置の問題、地方行政のところにきちんと位置づけるといふ点では全国的にもいろいろ努力されていて、兵庫県などではそういう森林専門官という名称で、大学と共同で県のセンターが連携プレーをとっているとか、東京都も今、学識

の方などの力も得ているようですけれども、そういう他県の例もこれから参考にされていくということなので、ぜひ全国的ないろいろな進んだ例を都政のもとに生かしていただきたいということが1つです。

それから、法律に基づく計画制度でありますから、やはり実効ある計画にしていく。その点では国への働きかけが大変大事だと考えておりまして、強調になりますけれども、鳥獣の保全と管理について専門性の高い職員配置や、必要な場合には費用負担を都としても国に要望していただきたい。特に私を感じるのは、今回の法の改正に当たって鳥獣の管理という側面が非常に強調されているということも言われております。そういう点では、この鳥獣に関する保護、管理の法律が、国際条約であります生物多様性保全条約、生物多様性条約ですか、これに対応する国内法の一つだということを位置づけていただいて、指定管理者、指定管理鳥獣捕獲事業ですか、それと認定鳥獣捕獲等事業者制度、こういう新しいものについては慎重に対応されていく、このことをお願いしておきたいと思います。

これで意見を終わります。

○福永会長 ありがとうございます。

ほかに。どうぞ、石川委員。

○石川委員 非常に基本的な質問で恐縮でございますけれども、資料1-4の保護管理事業計画（案）ということで、鳥獣保護のエリアでございますので、通常ですと、どういう場所がこの鳥獣保護法に基づく区域なのかとか、そういったことのインフォメーションがあるのではないかと見ていたのですが、そういう情報は全くここに記載されていないのですが、それは事業計画であるからなのか、やはり非常に基本的なインフォメーションだと思うのですが、図面、具体的にどこがどうというような話というのは何を見ればよろしいのかというのが1つ。

それと、次の御説明で、資料2-1のところでシカの管理計画というものが出てくるわけですが、それを見ますと、どこをどうしたらいいかというようなことが出てくるわけですが、こういったものと、こちらは部分的ですが図面は出てくるのですが、基本になる資料1-4の全体の話との関係。要するにエリアをどのようにして私どもは理解したらいいのかという、そこについて教えていただければと思います。

○福永会長 よろしいですか、事務局で。

○近藤森林再生担当課長 大変失礼いたしました。本来であれば鳥獣保護区の載っている地図をお配りすればよかったですけれども、きょうそれを失念いたしまして配れなかった。

後ほど配らせていただきます。

まず法の対象としては東京都全域、区部、多摩、それから島も含めて鳥獣保護法の対象になっております。その中で、簡単に説明いたしますと、狩猟をしてはいけない区域が鳥獣保護区というので決まっております。その中で、さらに木を切ったり建物を建てるのに許可が必要なところが特別保護区という形で決まっております。後ほど机上に配らせていただきますけれども、それが東京都の地図の上に出ているのがございますので、それを後ほど御覧いただければと思います。

それと関連づけて説明できなかつたら申し訳ないですけれども、シカのことにつきましても、また後ほど421号のところでもまた説明させていただきたいと存じますが。

○石川委員 私の質問というのは、管理計画ですと、こういうところをこんなふうにするとか具体的なエリアで出てくるわけですね。それと、いわゆる印刷物として配付されている、いわゆる既指定のエリアとの関係というのはどういうふうになっているのかというのが質問です。もちろん印刷物があるということは知っておりますけれども、事業計画のこの案の中に、そういったものが付図としてセットでないのかどうかという……。

つまり、都市計画とかいろいろな場合は必ず図面がついてきます。今はこうですけれども、こういうところが問題があるので、ここはこんなふうにしたいということでございますので、必ず付図というものがついてくるのですが、今回、図面というものがなくて、このシカの管理計画とか、そういったものの情報というものがどういう形で、印刷物というものはあくまで現状のものでございますので、それに問題が生じたということで新たにこういった計画というものをおつくりになっているわけですから、その計画が空間的に反映されているものというのは何を見ればいいのかという、印刷物があるということは承知の上での質問でございます。

○近藤森林再生担当課長 本日お配りしております参考資料の3-2に国のほうでつくった指針がございまして、これに基づいて計画をつくることになっているんですが、少し言いわけがましくて申しわけないんですけれども、国で図面をつくるということが書いていなかったものですから、この計画本体のほうに私どもでも地図をつけていないといったことでございます。ですので、次回に検討します。

指針のところ、今の参考書のところのローマ数字のⅢのところ、鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項というのがありまして、これが31ページからになりますけれども、この中で、今ご指摘のありましたような、空間的などをどういうふうにしろというゾーニング

等を示せということが書いていないものですから、今回この中につけていなかったのですけれども、今後はやはりわかるようにする資料を添付したいと存じます。

○石川委員 よろしいですか、最後。

きょうの資料1-1で、要するに第一種特定鳥獣の保護ということで、生息数が著しく減少云々、そういうものに対しては対象がない。それから、著しく増加して、その管理について問題があるということで、こういう1番目に関しては非常に素晴らしいことだと思うんですけども、こういう喫緊の状況に応じてこういったご検討がなされているわけですので、国に指針がないとしても、やはり都民に対する説明、そういったものとしては自主的にどうか、主体的にこういうところが問題なんだよということで注意を喚起する、あるいは管理体制の要するに下支えをしていくということは非常に重要だと思いますので、ご検討いただければ大変ありがたいと思います。

○近藤森林再生担当課長 ありがとうございます。

○福永会長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

それでは、ご意見等出尽くしたようでございますので、ここで皆様にお諮りをさせていただきたいと思えます。

本件につきましては、本審議会といたしまして鳥獣部会長の御報告のとおり適当であると認めまして、知事に答申をしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○福永会長 ありがとうございます。

それでは、諮問第420号第11次鳥獣保護事業計画の変更につきましては、本審議会といたしまして適当であるということで答申をいたしたいと思えます。事後の事務につきましては、事務局でよろしくお願いをいたします。

それでは、続きまして諮問第421号第二種特定鳥獣管理計画（第4期東京都第二種シカ管理計画）の策定について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○近藤森林再生担当課長 それでは、引き続きまして諮問第421号第二種特定鳥獣管理計画（第4期東京都第二種シカ管理計画）の策定について説明させていただきます。

それでは、お手元の資料2-1と資料2-2をご用意願います。資料2-1は、第4期東京都第二種シカ管理計画の概要でございます。同じく資料2-2に計画案をお示ししております。

先ほど概要のところの説明させていただきましたとおり、現在は第3期のシカ保護管理計画に基づきましてシカの適正な管理を行っておりますが、本年5月29日から新しい法が施行されるのに伴いまして同計画は失効いたします。このため、現計画を新法に基づく第二種の改定鳥獣管理計画として定め直し、現計画の終わりでございます平成29年3月末までの間、第4期東京都第二種シカ管理計画に基づいて事業を実施させていただきます。

第4期の計画は、第3期シカ保護管理計画の時点修正等を中心に策定いたしまして、改正法の対応等、新たな事項につきましては平成29年4月からの第5期の計画に委ねることいたします。

したがいまして、資料2-2を用意していただきたいのですけれども、資料2-2の2ページの下に図がございます。こちらが今計画の対象としているエリアでございますが、その上のところに、上から2行目に①から③がございますが、フィードバック管理、②3つの管理地域、③狩猟規制の緩和、これらにつきましては引き続き今の計画を継続いたします。それから、大きい2番の管理すべき鳥獣の種類としてシカ、それから、4の第二種特定鳥獣の管理が行われる区域、この下に地図がありますが、これも現在の第3期のシカ保護管理計画をそのまま引き継ぐものとします。

少し飛んでいただきまして10ページ、この10ページには、第3期シカ保護管理計画で示した生息密度等の数字を示しております。

それから、隣の11ページの上から2つ目のポツのところには、多摩川南岸地域は、サンプル数が少なく参考扱いとするが、平成14年の0.97頭/km²から平成23年には0.7頭±1.5頭/km²となっています。平成25年には分布拡大防止エリア、これは八王子、あきる野市、日の出町でございますが、調査地点を設定し、2.4頭±4.3頭/km²という結果が得られています。最後のところにまとめがありますが、シカが生息していなかった過去を踏まえると、今後も増加、拡大の懸念があるというふうにしております。

さらに7ページほど飛んでいただきまして18ページ、②の4つ目のポツ、真ん中辺ですが、雲取山から鷹ノ巣山に至る稜線上の草原では、絶滅危惧種のコウリンカ、ヤマハハコ、シオガマギク、ハナイカリを初めとして、多くの草原性植物が減少傾向を示しています。また、ワラビやマルバダケブキなどの不嗜好性植物が繁茂し、ヤマヌカボなどの採食耐性を持つ植物が多くなっており、一部の場所では裸地化して土壌浸食が認められました。ピーク時に比べればシカの生息密度は減少したものの、植生の回復には至っていないというふうになっております。

21ページを御覧ください。先ほど河野委員からご指摘のありました奥多摩のオオダワというところが平成16年に裸地化して崩れた現場が現在このように復旧しているところをお示ししているところでございます。

2ページ進んでいただきまして、23ページには平成17年からのシカの捕獲数の現状、それから、めくっていただきまして24ページには捕獲個体のオス、メス等の内訳を示しているところでございます。

先ほど法改正の概要で狩猟者の減少と高齢化を説明いたしました。この資料の29ページから狩猟者の動向、ハンター数等をお示ししているところでございます。特に注目していただきたいのが32ページですけれども、32ページの上に図31、東京都の狩猟者登録証交付状況というのがございます。先ほど、この第一種というのは火薬を使った装薬銃、火薬を使った銃のことでございますが、第一種銃猟の狩猟者登録数は減少するのに対して、これに対して網やわなの登録数は今増加傾向にあるということが伺えます。

それから、隣の33ページからは管理の目標を示しているところでございます。

めくっていただきまして34ページから、エリアごとの目標像でございます。このエリアでございまして、35ページに実際の地図が出ておりますが、Aエリアというのが奥多摩町の多摩川よりも北側の区域、それからBエリアというのが奥多摩町の多摩川よりも南、それから青梅市全域、それから桧原村が入っております。それから、Cエリアといたしましては八王子市、あきる野市、日の出町、これら、特にCはまだシカの数が多いのですが、今後広まっていくのを抑止しようというエリアでございまして。

最後に、次の計画、平成29年4月からの第5期第二種シカ管理計画の策定に向けまして、41ページ、新しい計画策定に向けましての検討事項といたしまして担い手の確保や捕獲方法の検討、41ページの下のところでございます。それから、めくっていただきまして42ページの管理を継続するための体制の確保、それから、今回の計画で特に新しく設けたのが6、次の計画に向けてというところでございますが、先ほど説明いたしました、新たに法制措置されました指定鳥獣捕獲等事業や認定鳥獣捕獲等事業者の活用、国との連携などについて検討を行っていくというふうにしております。

なお、資料2-3、2-4にありますように、利害関係人、関係地方公共団体から意見を聴取しておりますが、いずれも異議なしとの回答を得ています。

以上が第4期東京都第二種シカ管理計画の概要でございます。

○福永会長 ありがとうございます。

この件につきましても鳥獣部会におきましてご審議をいただいておりますので、その結果につきまして小松部会長から御報告をお願いいたします。

○小松鳥獣部会長 それでは、諮問第421号第二種特定鳥獣管理計画の策定について、鳥獣部会での審議経過及び結果を御報告いたします。

まず、第二種特定鳥獣管理計画の策定についてですが、特に異議はありませんでした。

委員からの意見について御説明いたします。

東京都森林組合や公益財団法人日本自然保護協会を初めとする利害関係人からは、全て異議なしとの回答を得ています。同じく埼玉県などの近隣県、地元市町村と協議した結果、いずれも異議なしとの回答を得ているところですが、一部の地元市町村の意見には、法改正の概要を十分理解していないと思われる部分があるので、市町村を対象に改めて法改正の概要を周知徹底させるべきではないかという意見がありました。これについては、事務局が地元市町村を対象に法改正の概要を説明するとしました。また、一部の利害関係人や地元市町村から出された意見は、次期、5期になりますが、計画策定の際に検討することといたしました。

これらの結果、諮問第421号第二種特定鳥獣管理計画の策定については全会一致で適当であるとの結果を得ました。

以上が鳥獣部会での審議結果でございます。

○福永会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明、小松部会長からの部会報告を踏まえまして審議をお願いいたします。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

○石川委員 本当に単純な質問なのですが、35ページに管理地域区分ということでA、B、Cということで、非常に適切な管理計画がなされているのですが、今、先ほど配っていただきました東京都の印刷物を見させていただいたところですが、このA、B、Cのエリア、この図面で見ますと鳥獣保護区域というのは部分的で、ほとんど指定されていないのですが、あるいは、今配っていただいたので何か勘違いしているのかもしれませんが、鳥獣保護法に基づいていろいろ管理計画をおつくりになられていると判断いたしますが、法指定がないエリアに関しましても、この法というのは効力を有するのかどうか、それを教えていただきたいと思います。

○福永会長 よろしいですか。

○近藤森林再生担当課長 ただいまの石川委員のご質問にお答えいたします。

今、皆さんお手元に広げていらっしゃると思いますけれども、こちらの赤いところは、今石川委員からご指摘がありましたように、普通の赤い線が鳥獣保護区、それから、さらにそのコア部分がハッチングがかかっている部分が特別保護地区ということで、赤い部分の鳥獣保護区については狩猟はできません。それから、ハッチング部分につきましては、木の伐採や建物を建てる時には許可が必要になるということでございます。今、それ以外の白い部分は鳥獣保護法の対象にならないかというご指摘でございますけれども、鳥獣保護法につきましては、この赤、白、青、関係なく鳥獣保護法の対象にはなりません。

それから、少し私の説明が不十分だったのですけれども、鳥獣保護区の場合は狩猟はできないのですけれども、害を及ぼす、例えばシカが害を及ぼしているような場合は鳥獣保護区でも狩猟ができるといった仕組みになってございます。

○石川委員 すみません。これは保護区の図面ですよね。ですから、今のお話ですと白いところも全部。要するに、そうすると東京都全部が保護区だということなのですか。

○近藤森林再生担当課長 鳥獣保護法の対象ということでございます。

○石川委員 東京都全部が。

○金井委員 国土全部がもう対象なんですよ。

○石川委員 そういうことなんです、国土全域が。そうすると、要するに色で描いていないところも全部対象になるという理解でよろしいわけですね。わかりました。

○福永会長 ほかに。どうぞ。

○香坂委員 隣接する県との協力体制について質問させていただきたいのですけれども、9ページにもございますように、割とかかわってくる自治体の数は多いのかなという理解でおります。40ページの今後の体制を見ていきますと、隣接県とは捕獲とかモニタリング調査の実施をされていくということで、また、メッシュも埼玉県メッシュなんかも入っておりますので、連携ですとか情報共有は十分されているんだろうとは思いますが、各都道府県で計画の当然期がずれてきていると思いますし、例えば今回の改定なんかを機に、何かそこで隣接するところでシナジーといいますか、時期をそろえたりとか、あるいは、本来であれば国の関東農政局とか、そういったところの仕事なのかもしれないんですが、そのあたりがどうなっているのかということをお教えください。

○近藤森林再生担当課長 まず時期のお話が出たのですけれども、資料1-2を御覧いただきたいと思っております。先ほど諮問420号のときに使いました資料1-2を御覧いただきたいと

存じます。

まず左側をもう一回説明いたしますと、国の基本指針3条に基づき、基本指針に基づいて都道府県が計画をつくって、さらにその中でこういった第二種の特定期間管理計画をつくるということになっております。今度は右のほうを見ていただきまして、一番下のシカ保護管理計画の時期を見ていただきたいんですけども、これは各都道府県でも時期は同じになってそろってあります。

それから、2点目の協力した体制でございますが、地図がなくて申し訳ないんですが、この東京の私どもの計画の対象としているシカというのが、山梨県、埼玉県、長野県、群馬県一帯を徘徊している群れなものですから、それらとも年に数回集まりまして情報を共有しています。資料2-2の9ページのところの下に関東山地シカ地域個体群と東京都域となっておりますが、この赤い線の中をどうも回っているということがわかっておりますので、これらの中での情報共有はしております。

それから、隣接いたします埼玉県と山梨県とは共同捕獲の日というのを決めまして、同じ日に県境で両方から、ふもとから追って行ってシカを捕るというのをやっています。そうでないと、反対側もやっていないとそちらに逃げていってしまうというのがありますので、それで結構効果を上げていたという実態がございます。今後も埼玉県、山梨県とは連携して取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○福永会長 よろしいですか。

○香坂委員 ありがとうございます。ちょうど私も金沢から来て、結構福井県からやっぱり石川へ来ているとか、そういういろいろな議論が地元でもあったり、加賀で農作物を守るために柵を設けたら能登のほうに行ってしまったというような議論があったものですから、質問させていただきました。

○福永会長 ほかによろしいですか。

○石川委員 先ほどの続きなんですけれども、35ページの管理地域の区分ということでA、B、Cとあるんですが、こちらのほうの指定で特別にゾーニングしているところがあるわけなんですけれども、そういったものと、いわゆるこの図32の管理地域の考え方というものには何がしかのオーバーラップがあるのではないかと思うんですけれども、そのところは部会のほうでどんな形でご議論なさったのか、教えていただけたらありがたいと思います。

○福永会長 よろしいですか、事務局。

○近藤森林再生担当課長 今ご指摘がございました35ページのA、B、Cのエリアの中での

移動とか、そういうことでしょうか。

○石川委員 いいえ、法に基づいてきちんと保護区が指定されているところがここにございますよね。それはほかの白地に比べるとしっかりとした管理が行われているということで、この管理地域の区分ということを考えるときに、既存の法指定というものはやはり実際にやっていたらっしゃることですので、そういったものを踏まえての管理地域の区分だと思のですが、このA、B、Cというのが必ずしもそういう形で分けられているというふうには図面として思えないので、既指定の部分と、それから、この32の御提案の部分の関連といたしますか、どのような議論が行われたのかということだけ教えていただければということでございます。

○近藤森林再生担当課長 まず、この35ページのA、B、Cの設定した考え方でございますが、恐れ入ります、同じ資料の10ページを御覧いただきたいと存じます。

先ほど山の崩れのお写真を21ページで説明したんですけれども、当初この計画をつくったころには、10ページの図12によりますと、この左側の部分、主に先ほどの35ページでいいますとAのエリアにしかシカがいなかったんですけれども、それが徐々に多摩川を南下して広がっていったというのがございます。それで、特に密度が高い部分をAとして、それで36ページの中で(2)の真ん中辺にありますけれども、Aエリアは1平方キロメートル当たり1頭から1頭から3頭に抑えるという計画に抑えたところがございます。その後広がったBとCにつきましては、同じく36ページの真ん中にありますように、1平方キロメートル当たりゼロから1頭の生息密度に抑えようということで決めております。

これが今御指摘のように、必ずしもこちらの鳥獣保護の保護区、特別保護区とは連動はしていないんですが、この鳥獣保護区で狩猟ができないのは、具体的に言いますと11月15日から2月15日の狩猟の期間だけなんです。有害鳥獣という制度を使いますと、これは一年中使えるんですけれども、有害鳥獣のときは鳥獣保護区でも被害があればとれることになっておりますので、期間的にも1年を通じてできますので、そういう意味では問題なく捕獲はできるというふうに考えておりますが。

○福永会長 よろしいですか。

ほかにどうぞ。

○五十嵐委員 先ほど部会長からの議論の経過の御報告の中で、ご意見の中に、今回の法改正について市町村レベルでの理解がまだ深まっていないのではないかというご意見が出て、周知徹底されていくというお話が出ました。それは多分市町村の職員向けかなというような

聞き取り方をしたんですけれども、実際にどういう形で周知徹底されていくのか。また、こうした私どものような一般市民向けの周知というか、この法改正、あるいは計画の改正についての告知などについては今後どういう形になるのか、決まっていることがあれば教えていただきたいと思います。

○近藤森林再生担当課長 まず、国民、都民への周知の方法ですけれども、正式に細かいことが決まりましたら官報告示という形で周知をされることとなります。

それから、先ほど触れたところでございますけれども、市町村の中には、この新しい制度が入ると地元の猟友会が捕獲できなくなるというふうに思っているところがありまして、先ほど資料2-4でいきますと奥多摩町なんかはそういう意見のようですけれども、必ずしもそういうことはないということを、もう私どもが市町村の担当のところに戻って具体的に説明をしております。

今後、さらに市町村の住民の方とかにどのように周知を図っていくかということは、今私どもの中で検討している段階でございます。

○五十嵐委員 すみません。先ほど前の議題で河野委員からご意見が出た点は、全く私も同じように感じまして、今回の法律、管理という点が強まったということで、非常に管理は重要だということはそう思うんですけれども、あと、また市民の方にとっても、いろいろニュース等で見てそういう動物の管理というのは必要だということで大変関心が高まっていると思います。こちらに日本自然保護協会さんからの異議なしの後に付帯として書いてありますが、そういう議論に一般の都民の人なども参加できるような機会ができればと思っておりますので、よろしくご検討いただきたいと思います。

○福永会長 ご意見ということでよろしいですね。

よろしかったら、お諮りをしたいと思いますので、どうぞ。

○中静委員 すみません。2つあるんですけれども、1つは33ページの目標水準の根拠というのはどのぐらいあるのかということと、なぜ、1から3頭とゼロから1頭というのはどういう基準でそういうふうになっているのかというのが1つです。

もう一つは、35ページのエリア区分なんですけど、BとCの違いは、Bは捕獲実績があるということなんですけれども、Cで広がらないように食いとめるということなんですけれども、Cがやっぱり北の部分に少しない部分があるんですけれども、Bが直接白い部分になっているところがあるんですけれども、その部分はCのエリアというのは必要ないという判断なんですか。

○近藤森林再生担当課長 まず最初のご質問が、生息密度の目標の数字でございますけれども、外来鳥獣ではないものですから、植生等に被害が出なければこれぐらいの生息密度ならいいということで、ほかの地域での事例等から、1平方キロメートル当たりはこの頭数であれば問題ないだろうという数字を使っております。

それから、今、2番目のご質問は、Cのエリアが先ほどの鳥獣保護区等と連動していないという――。

○中静委員 いや、そうじゃなくて、Bの外側にCがないということで。ですから、Bの外側にモニタリングをしない地域というのがあるんですけれども、それは必要ないということなんですか。

○近藤森林再生担当課長 はい。今のところ目撃例がないのと、森林等がないので連続して来られないということで入れてございません。

○中静委員 わかりました。

○福永会長 よろしいですか。

それでは、皆様にお諮りをしたいと思います。

本件につきまして、本審議会といたしまして鳥獣部会長の御報告のとおり適当であると認め、知事に答申をしたいと存じますが、よろしいですか。

(「異議なし」と言う者あり)

○福永会長 ありがとうございます。

それでは、今皆様のご意見が異議なしということでございまして、適当であると認めまして知事に答申をいたしたいと思っております。よろしくお祈りをいたします。

それでは、続きまして諮問第412号調布市若葉町の温泉動力の装置について、諮問第414号町田市三輪緑山の温泉掘削について、諮問第415号新島村瀬戸山温泉掘削について、諮問第416号八王子市片倉町の温泉掘削について、諮問第417号神津島村錆崎の温泉動力の装置について、諮問第418号千代田区大手町の温泉動力の装置について(その1)、この6件の審議に入りますが、審議に先立ちまして事務局より全諮問案件全ての報告をお願いいたします。

○横山計画課長 それでは、資料の枝番の2の資料の取り扱いについてお願いがございまして。

資料の枝番の2、地質柱状図・ケーシング図は、事業者のノウハウ的な性格が強く、また、制作された図面は著作物として取り扱われ、企業の生産技術上、または販売上の情報でもあることから、東京都情報公開条例第7条第3号の非開示情報に該当するものと考えております。

そのため、これらにつきましては非開示としたいと考えておりますので、ご了承いただきたいと存じますとともに、当該資料の取り扱いについてはご注意をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○福永会長 ただいま事務局より本日の資料等の取り扱いについてのお願いがございましたけれども、よろしいですか。

(「異議なし」と言う者あり)

○福永会長 ありがとうございます。

それでは説明をお願いいたします。

○田中水環境課長 環境局自然環境部水環境課長、田中でございます。

本日は、温泉の動力の装置が3件、掘削3件について御説明をさせていただきます。

それでは、失礼ですが着座で説明させていただきます。

まず、御説明の流れでございますが、私ども事務局よりお手元資料3から8の枝番1、その1、申請概要につきまして6件一括して御説明をさせていただきます。その後、田中温泉部会長より、その下にあります二重線枠内に許可基準への適合状況等、それから3、温泉部会における審議内容につきまして6件一括して御説明いたしたいと考えております。よろしくお願いいたします。

それでは、資料3-1を御覧ください。諮問第412号調布市若葉町の温泉動力の装置について御説明いたします。

申請者はセントラル都市開発株式会社、利用目的は浴用でございます。申請地は調布市若葉町二丁目にある既存の温浴施設でございます。本申請は、平成11年に掘削し、地下水として使用していた既存の井戸水を分析いたしましたところ、温泉の基準に適合したことから動力装置の許可申請がなされたものでございます。

この利用施設は、現在営業しております仙川湯けむりの里、予定揚湯量は日量140立方メートルとなっております。

申請地は京王線仙川駅南南東約550メートルの位置にございまして、周辺には住宅及び大型の商業施設が存在する地域でございます。

資料の右上、図2にございますとおり、当審議会が定めます源泉間の制限距離200メートル以内に、小さい真ん中のオレンジ色というか、少し薄い色の丸ですけれども、その中に既存の源泉はございません。また、参考までに周囲1キロ以内の範囲内にも既存源泉がないこ

とを表示しております。なお、周辺には、申請地から860メートルの場所に多摩水道改革本部所管の水道水源井戸、560メートルの位置には配慮を要する実篤公園の湧水がございます。地元の調布市からは、重要な湧水が影響を受けることがないように慎重な審査を希望する旨、意見が付されてございます。

温泉の状況でございますが、深さ120メートル、取水深度が71.8～87.0メートル及び112.4～116.2メートル、湧出量は毎分97リットル、温度16.6度、メタけい酸の含有量が温泉法に定める基準に適合しております。

申請する動力は、出力1.9キロワット、吐出口断面積13.585平方センチメートル、吐出量は毎分97リットルでございます。

412号、本申請の概要は以上でございます。

続きまして、次の案件に移りたいと思います。

資料4-1を御覧いただきたいと思います。諮問第414号町田市三輪緑山の温泉掘削について御説明をいたします。

申請者は株式会社フージャースコーポレーション、利用目的は浴用、申請地は町田市三輪緑山一丁目でございます。申請者はマンションの分譲や企画販売を行う企業でございます。本申請ではシニア向けマンションの住民共同浴場に利用するため、新たに温泉井戸を掘削するものでございます。予定揚湯量は日量150立方メートルでございます。

申請予定地は小田急小田原線鶴川駅の南東約1.5キロの位置でございます。既存建物を解体し、その後に新たな集合住宅を建設するという予定でございます。土地は申請者の自己所有となっております。本申請地の南側は下水処理場、その他の三方は資料、写真②、③にございますとおり集合住宅に囲まれてございます。

資料右上の図2を御覧いただきたいと思います。周辺1キロ以内に既存温泉は存在いたしません。同様に1キロ以内には専用水道の水源井戸及び湧水が2カ所存在いたします。

工事内容につきましては、掘削口径199.9～102.3ミリメートル、深度は1,500メートルを予定しております。

本申請の概要は以上でございます。

それでは、次の案件に移りたいと思います。

資料5-1を御覧ください。諮問第415号新島村字瀬戸山の温泉掘削について御説明いたします。

申請者は新島村、利用目的は浴用、営業中の村営の地域休養施設、露天風呂、宿泊施設の

温浴施設への給湯用となっております。

申請地は新島村字瀬戸山122、図1に島の全体の地図がございますけれども、新島空港の西側、海岸に近いところとなっております。

申請者は、現在使用しております間々下温泉2号井の給湯状況が老朽化のため不安定となってきたことから、安定給湯を目的とし、新たな温泉を掘削するものでございます。予定揚湯量は日量337立方メートルでございます。

申請予定地は、新島間々下浦の海岸に位置しております。現在稼働中の間々下温泉2号井と同じ温泉を採取するため、4メートルの位置で掘削をいたします。土地は村の所有になります。周辺に住宅等はありません。また、周辺1キロ以内に専用水道の水源井戸及び湧水はありません。

工事内容は、掘削口径が216.3ミリ、深度は50メートルを予定しております。

本申請の概要は以上でございます。

それでは次に移らせていただきます。

資料6-1を御覧いただきたいと思います。諮問第416号八王子市片倉町の温泉掘削について御説明いたします。

申請者はオークランド観光開発株式会社、利用目的は浴用、申請地は八王子市片倉町でございます。

本申請は、新規に建設する温浴施設で利用するため、新たに温泉井戸を掘削するものでございます。予定揚湯量は日量145.2立方メートルでございます。

申請地は京王電鉄高尾線京王片倉駅の南西約520メートルに位置しまして、申請地の道路を挟んだ北側は、写真にございますようなショッピングセンターでございます。西側は住宅地となっております、本申請地の土地は申請者の所有地となっております。

図2を御覧いただきたいと思います。周辺1キロ以内には既存温泉は存在いたしません。また、東側600メートルに配慮を要する湧水として、片倉城跡公園の湧水ほか数カ所に湧水が存在しております。地元八王子市からは湧水保全への配慮について意見が付されております。また、周辺1キロ以内に水道水源井戸はありません。なお、補足ですが、現在同一敷地内に深度600メートルの水井戸を掘削中でございます。

工事内容は、掘削口径が267.4ミリメートルから165.2ミリメートル、掘削深度は1,500メートルを予定しております。

本申請の概要は以上でございます。

それでは、次の案件に移らせていただきます。

資料7-1を御覧いただきたいと思います。諮問417号神津島村字鏑崎の温泉動力の装置について御説明いたします。

申請者は神津島村、利用目的は浴用でございます。申請地は神津島村字鏑崎1番の1、図1に島の全体の地図がございますけれども、島の西側、海岸の近いところでございます。

当申請は、平成25年度の第129回自然環境保全審議会でご審議いただきました後、許可がおりました掘削の工事が完了しておりますので、動力の装置の許可申請がなされたものでございます。

利用する施設は、営業中である村営の温泉保養センター、予定揚湯量は日量170立方メートルでございます。

申請地の状況ですが、図2にお示ししておりますとおり、周辺1キロメートル以内には鏑崎温泉の既存の源泉であります2号井、3号井、4号井及び民宿が使用しております湯柱温泉がございます。ただし、現在2号井と3号井につきましては揚湯を休止しております。また、同じ図2におきまして、申請地の南東約600メートルに沢尻湾に流入する河川の源流となる湧水が2カ所存在が確認されてございます。周辺1キロ以内に水道水源井戸はございません。

温泉の現況といたしまして、深さは220メートル、取水深度104.5～214.5メートル、湧出量は毎分419リットル、温度56.5度、泉質はナトリウム-塩化物強塩温泉となっております。

申請する動力は、出力11キロワット、吐出口断面積48.64平方センチメートル、吐出量は毎分530リットルでございます。

本申請の概要は以上でございます。

それでは、次の案件に移りたいと思います。

資料8-1を御覧いただきたいと存じます。諮問第418号千代田区大手町の温泉動力の装置について御説明いたします。

申請者は三菱地所株式会社、利用目的は浴用でございます。申請地は千代田区大手町一丁目及び二丁目。今後換地が行われますことから複数の地番表記となっております。

当申請は、平成24年度の第126回自然環境保全審議会でご審議いただきました。その後、掘削の工事が完了しましたことから動力装置の許可申請がなされたものでございます。

計画しております施設は、ホテル及び会員制スポーツクラブの温浴施設で、予定揚湯量は日量69.6立方メートルでございます。

申請地の状況としましては、東京メトロ大手町駅の北側に位置し、日本橋川及び首都高速道路に面しております。図2にお示しいたしますとおり、周辺1キロ以内に既存の源泉はございません。また、1キロ以内、水道水源井戸及び湧水は存在していません。また、同一敷地内には非常災害用の井戸がございますが、通常時の使用はございません。

温泉の現況としましては、深さ1,500メートル、取水深度は1,120～1,500メートルのうち全長137.5メートル、湧出量は毎分240リットル、温度36.5度、泉質は含よう素－ナトリウム－塩化物強塩温泉でございます。

申請する動力は出力2.2キロワット、吐出口断面積が12.56平方センチメートル、吐出量は毎分90リットルでございます。

本申請の概要は以上でございます。

以上、今回ご審議いただく6件の諮問案件について、駆け足でございましたがまとめて御説明をさせていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○福永会長 ありがとうございます。

この件につきましては、温泉部会におきまして御審議をいただいておりますので、その結果につきまして田中部会長から御報告をお願いいたします。

○田中温泉部会長 温泉部会長の田中でございます。

これから御報告します諮問第412号から第418号の6件につきましては、平成26年12月18日の第4回温泉部会及び平成27年1月16日の第5回温泉部会において審議をいたしました。私からは、各資料の左下の二重の枠内に示しました、「2本件に関する許可基準の適合状況等」と、3温泉部会における審議内容について御説明、御報告いたします。

初めに、資料3-1を御覧ください。

諮問第412号調布市若葉町の温泉動力の装置について、許可基準の適合状況などを御説明いたします。

まず、許可基準1の既存温泉への影響についてですが、ここで参考資料の4-1を御覧ください。当該温泉は、深さが200メートルより浅いため、制限距離は200メートルとなります。資料の3-1に戻りまして、周辺200メートルには既存温泉は存在しないため、基準に適合していることを確認いたしました。

次に、許可基準2の水道水源井戸及び湧水への影響についてですが、参考資料の4-2を御覧ください。申請地の周囲1,000メートル以内に水道水源井戸及び配慮を要する重要な湧水がある場合は調査をし、影響の有無を審査するという内容であります。当該申請では、周

囲1,000メートル以内に水道水源井戸及び配慮を要する湧水が存在するため、温泉をくみ上げる揚湯試験においてこれらに対する影響を調査いたしました。その結果、特段の影響は出ていないことが確認されました。

次に、許可基準3の温泉動力の能力及び揚湯量の審査基準内であることについてですが、基準につきましては参考資料の4-3を御覧いただきたいと思っております。申請地は資料3-1の図1で示しましたように、吐出口断面積が21平方センチメートル以下、1日当たりの揚湯量が150立方メートル以下の規制基準地域となります。本計画では、動力の吐出口断面積、揚湯量ともに基準に適合していることを確認いたしました。

そのほか、部会の審議内容といたしまして、温泉の濃度を維持させるためにメタけい酸濃度を維持できる揚湯量となるよう配慮すること、メタけい酸濃度を定期的に分析すること等を求めまして、これにつきまして事業者は承諾しております。また、炭酸泉風呂には温泉を利用しないよう検討することにつきまして事業者において検討いたしました。他県等の施設でも取り入れられている方法であり、利用については問題点がないことを確認いたしました。

以上のことから、温泉部会では、調布市若葉町における温泉動力の装置について許可相当と判断いたしました。

続きまして、資料4-1を御覧ください。諮問第414号町田市三輪緑山の温泉掘削について、許可基準の適合状況などを御説明いたします。

まず、許可基準1の既存温泉への影響についてですが、先ほど御覧いただきました参考資料4-1にございます。1番目に温泉の許可基準に示されていますように、当該温泉は掘削深度1,500メートルを予定していますので、温泉間の制限距離は1,000メートルとなります。

移りますが、資料4-1に戻りまして、資料4-1の図の2のとおり、神奈川県を半径1,000メートル以内に既存温泉は存在いたしませんので、基準に適合していることを確認いたしました。

次に、許可基準2の水道水源井戸及び湧水への影響についてです。周辺1,000メートル以内に専用水道の井戸と湧水がございますが、これにつきましては温泉の取水層と水道水源井戸の取水深度や湧水の透水層との深度が異なること、温泉井戸の浅層部に遮水を施すことにより影響がないよう配慮することを確認しております。

次に、許可基準3の温泉法に定める可燃性天然ガス対策についてですが、敷地境界から掘削地点までの8メートルの距離の確保や、ガス噴出防止装置の設置など、温泉法等に基づき

適切に措置を講ずることを確認いたしました。

そのほか、部会での審議内容としましては、地盤沈下防止の観点から適切な遮水措置を行うこと、また、騒音等の防止の観点から周辺住民とトラブルのないよう十分対策をとることという意見につきまして、事業者から工事の施工に配慮することを承諾していただいております。加えて、将来的に適切で安全な利用をしていただくために、動力の申請までに揚湯試験に基づく利用計画を精査すること、利用時の管理体制を検討していくことという意見につきましても、事業者から今後具体的に検討するという回答をいただきました。

以上のことから、温泉部会では、町田市三輪緑山における温泉掘削について許可相当と判断いたしました。

続きまして、資料5-1を御覧ください。諮問第415号新島村字瀬戸山の温泉掘削について、許可基準の適合状況などを御説明します。

まず、許可基準1の既存温泉への影響についてですが、島しょ地域において距離の制限は適用されません。

次に、許可基準2の水道水源井戸及び湧水への影響についてですが、周辺1,000メートル以内に水道水源井戸や湧水は存在していないことから、適合と確認いたしました。

次に、許可基準3の温泉法に定める可燃性天然ガス対策についてですが、島しょ地域はガスが噴出するおそれがある地域に指定されておりませんので、敷地境界から掘削地点までの3メートルの距離の確保等、適切な措置を講ずることを確認いたしました。

そのほか、部会での審議内容は適切に利用されたいという意見のみで、特にございませんでした。

以上のことから、温泉部会では新島村字瀬戸山における温泉掘削について許可相当と判断いたしました。

続きまして、資料6-1を御覧ください。諮問第416号八王子市片倉町の温泉掘削について、許可基準の適合状況などを御説明します。

まず、許可基準1の既存温泉への影響についてですが、図の2に示しますとおり、半径1,000メートル以内に既存温泉は存在いたしませんので、基準に適合することを確認いたしました。

次に、許可基準2の水道水源井戸及び湧水への影響についてです。周辺1,000メートル以内に配慮を要する湧水がございますが、温泉の取水層と湧水の透水層が深度的に異なること、また、温泉井戸の浅層部に遮水を施すこと等の措置により影響が出ないように配慮することを

確認しております。

次に、許可基準3の温泉法に定める可燃性天然ガス対策についてですが、敷地境界から掘削地点までの8メートルの距離を確保することや、ガス噴出防止装置の設置など、温泉法等に基づき適切に措置を講ずることを確認いたしました。

このほか、部会での審議内容としましては、現在同一敷地内で掘削中の水井戸について、その深度が深いことから温泉に該当するおそれがありますが、その場合、本申請の温泉井戸と一体で管理する必要性が生じてきます。そのため、許可基準1の適合状況を確認する目的により、同一敷地の水井戸の水温をモニタリングすることという意見がございまして、温泉に該当しないことを確認、報告することとしております。この件につきましては、事業者からは、その旨モニタリングをするということの承諾を得ており、その結果が報告されることとなっております。

以上のことから、温泉部会では、八王子市片倉町における温泉掘削については、温泉間の距離制限の適合状況を確認するため、同一敷地内の水井戸の水温をモニタリングすることという条件をつけまして許可相当と判断いたしました。

続きまして、資料7-1を御覧ください。諮問第417号神津島村字錆崎の温泉動力の装置について、許可基準の適合状況などを御説明いたします。

まず、許可基準1の既存温泉への影響についてですが、島しょ地域において距離の制限は適用されておられません。

次に、許可基準2の水道水源井戸及び湧水への影響についてですが、周辺1,000メートル以内に水道水源用井戸は存在いたしません。湧水はございますが、温泉の取水槽と湧水の透水層が深度的に異なること、また、温泉井戸の浅層部には遮水を施すことで影響の出ないよう配慮することを確認しております。

次に、許可基準3の温泉動力の能力及び揚湯量が審査基準内であることについて、島しょ地域は吐出口断面積や一日当たりの揚湯量の制限は適用されません。

そのほか、部会での審議内容は、適切に利用されたいという意見のみで、特別な意見等はございませんでした。

以上のことから、温泉部会では、神津島字錆崎における温泉動力の装置について、許可相当と判断いたしました。

続きまして、資料8-1を御覧ください。諮問第418号千代田区大手町の温泉動力の装置について、許可基準の適合状況などを御説明いたします。

まず、許可基準1の既存温泉への影響についてですが、周辺1,000メートル以内には既存温泉は存在しないため、基準に適合していることを確認いたしました。

次に、許可基準2の水道水源井戸及び湧水への影響についてですが、申請地の周辺1,000メートル以内には、水道水源井戸及び配慮を要する重要な湧水は存在しないため、基準に適合していることを確認いたしました。

次に、許可基準3の温泉動力の能力及び揚湯量が審査基準内であることについてですが、申請地は、図1に示しましたように、吐出口断面積が21平方センチメートル以下、1日当たりの揚湯量が150立方メートル以下の規制基準地域となります。本計画では、動力の吐出口断面積、揚湯量ともに基準に適合していることを確認いたしました。

このほか、部会での審議内容は、揚湯試験結果について補足資料を求めるための追加資料の提出を経まして確認をとりましたが、問題のないことが確認できました。そのほかには、適切に利用されたいという意見のみで、特に意見等はございませんでした。

以上のことから、温泉部会では、千代田区大手町における温泉動力の装置について許可相当と判断いたしました。

私からの報告は以上でございます。

○福永会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明、田中部会長からの部会報告を踏まえまして審議をお願いいたしたいと思います。

ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

○五十嵐委員 すみません。申請の中で、申請者が地元自治体のもものと民間の事業者さんのものがあると思うんですけども、民間の事業者さんのものについてご質問します。

事務局の御説明の中で諮問第412号、調布市のものについては、地元調布市から十分な審議をというようなお話がついていたかと思います。また、諮問第416号の八王子市片倉町についても、地元八王子市から審議の要請があったと思いました。その内容について少し詳しく伺いたいというのが1つです。

もう一つは、そういう御説明のなかった町田市と大手町のものについてなんですけど、こちらの町田市については特に地元からの要請はなかったのかということと、あと、この町田のものは近隣、先ほどの御説明のものにもありましたけれども、横浜市、川崎市と接した場所がございますが、その周辺の地域との関係はどうなっているのか。そのことについてご質問したいと思います。

また、大手町のものについては、既に掘削の許可が出た物件ではございますけれども、都心のど真ん中で地下鉄がたくさん走っているところにこういうものができて大丈夫なのかなというのが素人の感想というか実感ですので、その辺の安全性などについて少しお話しただければと思ひまして、すみませんが質問させていただきます。

○福永会長 ありがとうございます。

それでは事務局で。

○田中水環境課長 ありがとうございます。

それでは、今、民間の案件について地元市からの意見等ということでご質問だと思いますので、ご紹介をさせていただきます。

まず、諮問412号、調布市の案件につきまして、地元市といたしましては、湧水がある調布市、それから水道水源井戸がある三鷹市というのが主に関係してまいります。調布市につきましては、先ほど御説明させていただきました実篤公園の湧水という重要な湧水がありますので、その湧水に影響を与えることがないよう配慮いただきたいと、そういった趣旨の意見がございました。それに対しては、調布市が行う湧水の量の調査をするタイミングがちょうどありましたので、そのタイミングで、この事業者が温泉の揚湯試験を行いまして、その温泉をくむことによって湧水に影響がないということを確認しております。それから、三鷹市につきましては水道水源井戸が豊富な地域でございますので、地下水に対して影響を与えないよう適正な範囲内で揚湯してくださいという意見でしたので、基準以内ということで適正内ということになります。

続いて、八王子市片倉町のほうが先にご質問がありましたのでお話をさせていただきます。

計画地の東側には、先ほど申し上げました片倉城跡公園の湧水というのがございます。それ以外に計画地の北側、川を挟んだあたりになるんですけれども、幾つかの民間のお宅にわいているような湧水もございます。そこらを総じて八王子市は八王子市湧水ネックレス構想ということで大事に管理をされているというふう聞いてございます。その関係で、その湧水に影響がないよう配慮をお願いしますというような意見でございましたが、先ほど部会長からの報告にもありましたとおり、湧水のわき出る湧水層の透水層と、今回の取水深度が異なるので大丈夫だろうというふうには八王子市さんともお話をしております。

戻りまして、414号の町田市三輪緑山の温泉掘削につきまして、近隣が川崎市の飛び地もあります。横浜市もございますので、それぞれ川崎市、横浜市にも意見をお伺いしております。具体的には、特にこういった配慮をお願いしたいということではなくて、自然環境への

配慮をお願いしますという広く大きな形でのご意見をいただいております。今回の申請が特段自然環境に影響を与えるものではないということをご了解いただいているという形になります。

大手町の地下鉄等は大丈夫かということになるんですけれども、これは技術の問題ですが、1,500メートルであっても2,000メートルであっても、真っすぐゆっくりと掘っていきますので、周辺に対する影響というのはないというふうに考えております。

以上です。

○福永会長 よろしいですか。

ほかにございますか。

○山本委員 414号と、それから415につきまして質問したいと思います。

まず414ですけれども、先ほどの説明で、これの施設の概要ではシニア向けマンションの建設のためというお話がありましたけれども、これを利用する方々は、ここに入られるシニア向けのマンションに入られる方のみでしょうか。それとも、この写真を見る限り集合住宅といえますか、団地の中ですので、そういう人たちも利用可能なのでしょうかということがまず1つです。

それから、2つ目として、揚湯量が150トンということで、これは24時間くみ上げられるものなのか、要するに連続してですね。

それから、3つ目ですが、排水はどこに流されるのかという、その3つを414号では伺いたいと思っています。

それから、続けていいですか。

○福永会長 続けてどうぞ。

○山本委員 415号に関しましては、今回、島で2つ上げてありますけれども、この新島のほうが揚湯量が神津島に比べまして大変多いわけですがけれども、ここの新島が周りにサンゴがあるかどうかというのは、少し私はもちろんわからないわけですがけれども、やはりこの神津島に比べますと揚湯量が圧倒的に多いということで、やはり排水のことが少し気になります。要するに生態系において大丈夫なのかなという、このことをお尋ねしたいと思います。

以上です。

○福永会長 お願いします。

○田中水環境課長 ありがとうございます。

まず、414号の町田市三輪緑山の案件につきまして、利用者がどういう形になるのかとい

うことだと思えます。こちらはシニア向けのマンションで、そのマンションに居住される方が入るためのお風呂ということになります。ですので、近隣の他の住民の方々が入ることは想定されていません。

それから、150トンという量が24時間ずっと給湯するのかなというお話ですけども、まだこれから掘って、具体的な計画はこれからになるんですけども、現在の利用計画の中では、いつでも使えるような設定で管理をしていくような計画にはなっています。

排水は下水放流ということになります。

○山本委員 一般の下水ということですか。

○田中水環境課長 そうです。

先ほど御説明しましたが、目の前がちょうど鶴見川クリーンセンターという下水処理場になっていますが、目の前であっても関係はないんですけども、市の経営する下水道に放流するという形になります。

それから、415号の新島村字瀬戸山の温泉掘削につきまして、神津島村の案件に比べて揚湯量が多いんじゃないかというご指摘だと思えますけれども、資料の5-1の写真②を御覧いただければと思います。これは湯の浜露天風呂というところですけども、こういった露天風呂のような大きなものも持っている関係で、揚湯量としては多くなります。特に夏場がふえて、冬場はこういった露天風呂を使わなくなりますので減ってくると、そういうような利用形態になってきます。

それから、排水による温度等での影響ということになりますけれども、新島村の場合は海からも温泉がわいているような場所でございますので、特段の影響というふうには考えておりません。

以上でございます。

○福永会長 ほかにございますか。

○河野ゆりえ委員 初めに、412号について2つほど伺います。

今まで地下水井戸を使って、仙川湯けむりの里ですか、スーパー銭湯だと思うんですが、これを営業されてきて、この地下水井戸ですとくみ上げ量はどれぐらいだったのか。そして、今回の温泉動力の装置の設置ということで、くみ上げ量がどのように変わるのか教えていただきたいのが1つです。

それから、温泉部会における審議内容というところで、部会委員の方から出された意見の中にメタけい酸濃度のことが2行ほど書かれておりますが、こういうご意見が出されている

理由、そこを御説明いただきたいと思います。

○福永会長 この件で、これだけですか。ほかにありますか。

○河野ゆりえ委員 412号をまず伺って、後でもう一回ご意見申し上げたいことがありますので。

○福永会長 それでは、事務局で。

○田中水環境課長 ありがとうございます。

412号の調布市若葉町の温泉動力の案件ですけれども、今は休止しておりますけれども、これまで利用していた地下水の井戸による1日当たりの揚水量は約16から18トン、16から18立方メートルということになります。今回の温泉として新たに動力の装置を行ってくみ上げます量は、この資料の利用する施設の概要のところにも書いてございますけれども、1日当たり140立方メートルということになります。

それから、温泉部会における審議内容の中で意見として、メタけい酸の濃度を維持できるように配慮することというようなことがなぜ議論されているのかということになると思いますが、メタけい酸の濃度が温泉の基準で定めるものを少し上回る程度というようなものでございまして、揚湯量が多過ぎると、将来にわたってその濃度が確保できるかというのに不安があるというのが最初の意見でございました。実際には連続の揚湯試験、段階揚湯試験を踏まえまして、濃度が下がらない程度の揚湯量になるようなポンプを選定したというのが今回の案件でございます。この資料でいきますと、申請する動力の装置が書いてございまして、吐出量が1分当たりが97リットルというふうになっておりますけれども、これが1日に直せば大体139とか、そういう数字なんですけど、この範囲で試験結果を見ますと、メタけい酸の濃度は十分に温泉の基準に適合しているということでございます。

○河野ゆりえ委員 くみ上げの量が地下水の場合は16から18、日量で、温泉ということになると140立方とおっしゃったけれども、140トンという理解でよろしいんですね。ですので、大体10倍近いものが地下からくみ上げられるということで、かなり変化が起こるんだなということがわかりました。

それで、この案件も含めてご意見申し上げたいと思います。

温泉は、私たち、これまでも言ってきましたが、限りある資源でありまして、最大限保全の努力を尽くすことが求められると思います。昨年、ちょうど衆参両院で全会一致で法律が通っております水循環基本法、ここでは、水は国民共有の貴重な財産で公共性が高いという基本理念がうたわれております。温泉は大事な地下水の一環でありますから、水循環基

本法にあるように国民共有の貴重な資源、財産ということで高い公共性を持っていると思います。この点に照らして、私は、諮問412号と諮問416号については、湧水など自然環境への負荷をかけない、そうした対応を要望し、諮問の第414号と諮問第418号については反対の意見を表明させていただきます。

以上です。

○福永会長 わかりました。

ご質問ですか。どうぞ。

○近藤（充）委員 416号、八王子です。これは添付されている資料でありますけれども、当該地は片倉なんですけれども、ケーシングの図面によりますと大和田という町名なもので、年度は古いものでも地層はそんなに変わらないからいいとは思いますが、全然当該地とは違う資料。ほかの資料は全部同じものが同じ住所でついていますが、こういうものというのは有効なんですか。少し後学のために教えておいてください。

○田中水環境課長 ありがとうございます。

この地域については、これから掘削する場所ですので、こうした柱状図がまだありません。ですので、近隣の参考となるようなもので公表されている、東京都の土木技術支援・人材育成センターが公表している資料から一番近隣地の参考になるものを持ってきて、こちらに載せてございます。恐らくこれと同じような地質の中で、水というか温泉が湧出するだろうと、そういう考え方でこれを使っております。

○近藤（充）委員 そうすると、見込みとしては1,500メートルも掘れば大体どこからも出るんでしょうけれども、特別な奇異なケースがあった場合には、また作り直すということになるんですか。

○田中水環境課長 ありがとうございます。

万が一出ないということになれば、この温泉については一度適切に埋め戻し等の措置をしていただいた上で、新たに掘削の申請をしていただくということになるかと思えます。

○近藤（充）委員 了解です。

○福永会長 よろしいですか。

それではお諮りをしたいと思いますが、その前に、河野委員からのご発言がありましたので、確認をさせていただきます。

諮問第412号については要望、諮問第416号については要望、諮問第414、諮問第418、この2案件については反対という意見表示がございましたが、よろしいですか。

○河野ゆりえ委員 はい。

○福永会長 それでは、ご意見、いろいろと出尽くしたようでございますのでお諮りをさせていただきたいと思いますが、まず、本審議会として、諮問第414号、それから418号につきましては反対の意見がありましたので、個別の採決をしてみたいと思います。

なお、臨時委員の方は、東京都自然環境保全審議会規則第5条第2項の規定に基づきまして、議事に関係のある温泉部会の臨時委員、近藤委員、益子委員のお2人のみに裁決に加わっていただくこととなりますので、ご了承をいただきたいと思います。

それでは、ただいま申し上げました諮問第414号、それから諮問第418号、あわせて、この案件につきまして反対の方は挙手をお願いいたします。

(反対者挙手)

○福永会長 それでは、反対少数と認めます。

それでは、諮問第412号調布市若葉町の温泉動力の装置について、諮問第414号町田市緑山の温泉掘削について、諮問第415号新島村瀬戸山温泉掘削について、諮問第416号八王子市片倉町の温泉掘削について、諮問第417号神津島錆崎の温泉動力の装置について、諮問第418号千代田区大手町の温泉動力の装置について（その1）につきましては、本審議会としては許可相当であるということで答申をいたします。

事後の手續については、事務方でよろしくお願いをいたします。

以上でございますが、よろしいですか。

(「異議なし」と言う者あり)

○福永会長 ありがとうございます。

以上で、本日の予定をされておりました全ての案件の審議は終了いたしました。

そのほか、事務局から特に何か連絡事項はございますか。

○横山計画課長 特にございません。

○福永会長 それでは、本日は大変活発なご審議を賜りましてまことにありがとうございます。

これもちまして、第131回東京都自然環境保全審議会を閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。

(午後 2時58分閉会)